生駒市条例第17号

生駒市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月28日

生駒市長 山下 真

生駒市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

生駒市自転車等放置防止条例(平成5年3月生駒市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「処分する」を「廃棄処分にする」に改め、同条第3項中「告示の日」の次に「(以下「告示日」という。)」を加え、「は、規則で定めるところにより処分する」を「、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、当該自転車等を廃棄等の処分にする」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、前項の規定により自転車等を売却した後、告示日から起算して6月 以内に当該自転車等の所有者から請求があったときは、保管した代金を返還し なければならない。
- 5 告示日から起算して6月を経過してもなお保管した自転車等(第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定により、市に帰属する。

第15条第2項中「3,000円」を「5,000円」に改める。

附則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。